

主観項目及び主観点（令和8年度）

No.	主観項目	評点方法	主観点
1	令和6年度における建設工事の種類別工事評定	対象業種の工事成績評定点の平均値が85点以上 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	50
		対象業種の工事成績評定点の平均値が80点以上85点未満 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	40
		対象業種の工事成績評定点の平均値が75点以上80点未満 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	30
		対象業種の工事成績評定点の平均値が70点以上75点未満 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	20
		対象業種の工事成績評定点の平均値が65点以上70点未満 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	—
		対象業種の工事成績評定点が60点以上65点未満が1件以上3件未満ある場合	-10
		対象業種の工事成績評定点が60点未満が1件以上ある場合又は60点以上65点未満が3件以上ある場合	-20
2	令和6年度における本市等の発注工事受注状況	対象業種の受注件数が平均以上	5
		対象業種の受注件数が平均未満	3
		対象業種の受注金額が平均以上	5
		対象業種の受注金額が平均未満	3
3	身障者雇用状況	法定雇用義務のある事業者(常用雇用労働者数40.0人以上)で法定雇用率を達成している場合又は法定雇用義務がない事業者(常用雇用労働者数40.0人未満)で1人以上の障害者を雇用している場合	10
4	自立更生支援活動の実施状況 (令和8年1月1日現在)	前橋保護観察所に協力雇用主として登録されている者	5
		令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2か年に、協力雇用主として3ヵ月以上保護観察対象者等を雇用した者	5
5	令和5・6年度に高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に指定された事由に基づく指名停止の期間及び文書による注意	指名停止の事由が死亡事故にかかる場合	-20
		指名停止の事由が本市にかかる場合	
		指名停止の事由が死亡事故以外の場合	-10
		指名停止の事由が本市以外の場合	
		文書又は口頭による注意の場合	
6	令和5・6年度の工事施工中の安全管理不足による事故の発生状況	施工中の工事現場内での死亡事故	-20
		施工中の工事で重大な過失が原因で、本市又は民衆に対する損害事故を起こした場合	
		施工中の工事現場内で負傷者を出した場合	-10
		施工中の工事で本市又は民衆に対する損害事故を起こした場合	
7	本市との災害防災協定の締結の有無 (令和8年1月1日現在)	本市と災害防災協定を締結している組合等加入者(1社15点を限度)	15
8	令和6年度の災害応急対策業務出動回数(災害防災協定の締結には関係なく全ての緊急出動業者)	当該出動回数が平均以上	15
		当該出動回数が1回以上平均未満	10
9	優秀技術者(令和6年度竣工)	対象業種の工事成績評点80点以上が1件以上ある場合(1社10点を限度)	10
10	除雪作業委託業者(令和8年1月1日現在)	除雪作業を委託している業者	15
11	令和6年度の除雪年間出動回数(降雪量が多いため緊急に除雪作業を依頼された除雪作業委託業者以外の業者を含む。ただし、委託業者以外は点数は半分とする。)	当該出動回数が平均以上	10
		当該出動回数が1回以上平均未満	5
12	令和5・6年度の地域貢献	2年間継続して行った場合	10
		1年間行った場合	5
13	消防団員登録状況(令和8年1月1日現在)	本市の消防団員台帳に登録されている事業主又は従業員(審査基準日前3ヵ月以上継続して雇用している者に限る。)が1名の場合	5
		複数名の場合	10
14	暴力団排除への取組みの有無 (令和8年1月1日現在)	令和4年4月1日から令和7年12月31日までの3か年に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に基づき、不当要求防止責任者の選任届出及び講習を受講した場合	10

※ 水道施設工事は、No10・11項目「除雪作業委託業者・除雪年間出動回数」を「除雪作業委託業者もしくは修繕待機業務委託業者・除雪年間出動回数もしくは緊急修繕出動回数」とする。ただし重複加算は行わない。